

シンポジウム

「相談支援充実のための論点」

話題提供③

「障害者・障害児相談支援体制の充実に向けて」

矢萩まどか氏（世田谷区基幹相談支援センター）

世田谷区基幹相談支援センターの矢萩と申します。よろしくお願ひします。

今回は、障害者・障害児相談支援体制の充実に向けてということで、ここでは基幹相談支援センターの活動内容を報告させていただきまして、その中で見えてきた課題などについてお伝えできればと思っております。

まず、世田谷区の基幹相談支援センターの概要を簡単にお伝えしたいと思います。

平成24年の障害者自立支援法の改正に伴いまして、障害者相談支援体制の強化ということで、区の指定管理を受けています総合福祉センターに、区からの運営委託という形で設置されています。

設置の状況ということで、まず総合福祉センターというところですが、平成元年に障害者福祉センターB型としてスタートいたしまして、児童と成人の各種相談・訓練・療育を行っております。そのため理学療法士、作業療法士、心理士、視覚指導員等、専門職がそろっておりまして、そういった中に、今回新たに基幹相談支援センターが設置されたという流れとなっています。

基幹相談支援センターの役割や活動についてお話しする前に、世田谷区の相談支援体制のご説明をしたいと思ひます。こちらに統計を出させていただいております。

世田谷区は、人口86万ということで、実は今もふえ続けていて、89万に届くかと言われている状況となっております。

そういった中で、では世田谷区の相談支援体制はどうなっているかお話ししていきたいと思ひます。

世田谷区全体で、指定特定事業者は19カ所あります。ここでちょっと注目していただきたいのは、区の委託による地域障害者相談支援センターが5カ所ございまして、先ほどの89万近い人口を5地域に分けています。大体14万から23万程度の地域に分けて、センターを設置させていただいている状況です。

参考までに今現在の世田谷区のサービス等計画作成の状況ですが、まだ全体に23.6%という状況となっております。

このような状況の中で、世田谷区は、相談支援体制の三層構造という形をとらせていただいております。

まず、身近な地区というところで、指定特定と指定一般の相談支援事業者の方々窓口となり、五つの地域には、区に委託により、地域障害者相談支援センターを設置させていただいております。

そして、さらに、全区的なところで、基幹相談支援センターという位置づけとなっています。

この三層構造の中盤にあります地域障害者相談支援センターは、平成25年4月から、区行政組織として五つの総合支所があり、その管内に一つずつ設置されました。各管内の人口が、20万ほどになり、全区を取りまとめる所管では見えにくい地域の特性を生かした細やかな対応ですとか、ニーズの把握といったところで活動していただいているというのが現状です。

この地域障害者相談支援センターの主な役割なのですが、一つ目には、情報提供や助言、管内のサービス提供事業者等との連絡調整等ですね、そういった基本相談ということをやったのと、二つ目に、地区の指定特定等の相談支援事業者様のバックアップというのをしています。

また、各地域に、エリア別自立支援協議会もありますので、そこの運営に携わっていただきながら、全区的な協議会の運営会議に参加していただいて、情報共有も行っているという状況です。各地域における基幹相談支援センター的な役割を担っていただいております。

そういった中で、基幹相談支援センターとは一体何をしているのかということで、全体に八つあります。これは区との取り決めの中で仕様書に書かれている内容なのですが、メインとなっている業務が、まず、区内の相談支援事業者の統括と、地域障害者相談支援センターの統括でこの二つです。

この2点については、いずれも相談支援事業者連絡会というのを開催させていただいております。地域障害者相談支援センターの連絡会では、今年に5回開催させていただきまして、地域のセンターの職員のほかに行政の担当者にも参加していただいております。

目的は、行政上の周知等ということになってはいますが、具体的には、情報提供のほかに業者間の双方の情報交換や意見交換ということを盛んに行っています。

もう一つのほうが、指定特定連絡会ということで、これは年2回なのですが、区内で開設していただいております指定特定の全事業者さんと基幹、それから

行政担当者、地域の障害者相談支援センターで一堂に会しまして行われるものです。

私もまだ1回しか経験していませんが、実際にやってみての苦労話であるとか、こういうところがやっぱり難しいとか、経営上の悩み、それから事例の悩みといったところをやっぱり言える場にしたいなと思っていて、先日全事業者さんに意見を述べていただきましたら、やはり皆さんいろんな悩みを抱えていらっしゃるなというのを感じられる会でした。

地域相談支援事業者連絡会というのは、主催を各5エリアの、5地域の障害者センターのほうにお願いしてまして、ここでやっぱり全体の中では見えない各地域の悩み事だったり、事例検討、勉強会といったことをしていただいています。

今回基幹のメンバーが一新しまして、まだ右も左もわからないといったところもありまして、実は、各5地域のセンターを訪問して、ヒアリングを行っています。ヒアリングでもいろいろなことが出てきたのですけれども、今後その課題を整理して、連絡会の運営に生かしていくということで、後ほど課題の中でもお伝えしたいと思います。

次ですが、もう一つ大きな業務として相談支援を担う人材の育成ということですね。世田谷区のうちでは、この三つの研修を柱に行っています。

基本相談研修とサービス等利用計画作成研修については、東京都の初任者研修を受けた方に必ず受けていただくようにということで推奨させていただいている研修です。

さらに、専門研修については、毎年自立支援協議会の中でこういう研修が必要なんじゃないという意見が出たりとか、あるいは過去やってきた研修のアンケートの中からニーズを拾い上げたり、それからタイムリーなものを見つけたりということで、企画をしているものです。

今年度については、面接技術ということで、精神障害と知的障害の方の面接技術の研修をさせていただいています。

この面接技術をなぜしたかというところ、相談支援の一番大事な入り口のニーズの聞き取りというところを、やはりニーズの引き出しにくい二つの障害に焦点を置いてさせていただきました。

もう一つの業務です。自立支援協議会との連携ということで、基幹相談支援センターの役割として、一つは、事務局としての庶務業務を行うということと、委員として会議に参加するという2点があります。どこにやはり事務局という活動が自立支援協議

会の活動の内容を左右するなどを非常に感じているところです。

具体的にどんなことをしているかといいますと、世田谷は、先ほどの地域性が非常に高いということで、自立支援協議会の中がエリア部会ということで、地域に分かれて部会を形成してまして、そこに各協議会が活動しているという状況です。それと、全区にまたいで部会というのが二つありまして、地域移行部会、それからことしの9月から始まりました虐待防止・権利擁護部会という二つの部会をしています。

各地域で活動していたものを報告というのが、エリア代表会議ということで、協議会の会長さんたちと基幹のほうで具体的に集まって、一、二カ月に一度の頻度なのですけれども行ってまして、そこで、1カ月、2カ月の活動の報告であるとか、事例の報告、それから、活動の中で見えてきた課題を挙げていくというような作業をしています。

もう一つ、エリア代表会議のほかに、代表の方とそれから一緒に運営しています区の保健福祉課の事務局の方も一緒に参加しての全体会議というのがありまして、流れとしては、エリア代表会議をして、事務局も加わった全体会議の中で、さらに、課題を叩いて本会議に行くという流れになっているのですけれども、そうですね、エリア協議会、エリア代表会議の中でやはり上がってきた課題を、じゃあこれは相談支援事業者さんそれぞれが頑張っていかなきゃいけないことなのか、それとも、これは区としてきちんと取り組んでいかなきゃいけない課題なのかというところをきちっと整理して、区としてやっぱり動いていかなきゃいけないよね、政策に何か上げていかなきゃいけないよねという内容を、きちっと本会に上げていきたいと思いますということで、今活動をしているところです。

これからの課題というところで、一つ一つ上げていきたいと思います。

まず、1番目の総合的、専門的な相談支援の実施についてということなのですけれども、これ3番目の地域の相談支援体制の強化と取り組みについてというところと二つ一緒に考えていかなければならないのですけれども、結局世田谷区の三層構造という中で、やはり一つ基幹相談支援センターの中で、やっぱり限界があるのですね。一番基本となる区民の方の基本相談というのは、実は、基幹はほとんど受けることができなくて、こういった活動をしている中では、時間がほとんどとれないというのがありますし、全区的なことゆえに、何というのですか、地

域の方が実際に相談して、こんな生活することを考えると、やはり地域に返していきなさいいけないかなというところでは、この地域障害者相談支援センターというところへの連携をどうしていくかというのが、非常に重要になってくるというところもありまして、今後の課題になるのですけれども、先ほど地域の障害者相談支援センターのほうにヒアリングを行った中で出てきたことが、実は、区の保健福祉課、いわゆる事務局であったり、ケースワーカーさんと障害者相談支援センターの方々の役割分担はどういうふうになっているのかとか、あと自分たちの立ち位置がどうしたらいいかということで、すごく迷いを感じておられる方が多いなというのは、印象に残っています。

その辺をどうして整理していったらいいのかなというのは、これから基幹のほうで考えていかなければいけないなというふうに思っています。

それから、もう一つ、バックアップとして行っている連絡会のほうなのですけれども、やはりそのセンターの方々の希望としては、基幹には、やはりこの地域の課題の解決や、地域障害者相談支援センターの役割を明確にしてほしいということで、そういった会議体を運営してくださいという希望を言われています。

次に、2番目に、権利擁護・虐待防止についてというところなのですけれども、実は9月から、これまでありました障害者虐待防止連絡会から世田谷区自立支援協議会のほうに部会として移行しています。

今現在、虐待の権利擁護部会のほうは、どんな活動をしているかといいますと、報告の中では、まだ発足したばかりということもあるのですけれども、虐待事例の検討集を作成したいということで、その取り組みが始まったばかりということと、権利擁護の部分については、みんなに周知していくということで、3月にイベントを企画しているという報告を受けています。

実は、1月16日に、自立支援協議会のほうでも、権利擁護に絡まるシンポジウムを企画しておりまして、この企画と連動した形で何らかやりましょうというふうに話が出ているところです。

最後の4番目なのですけれども、サービス等利用計画作成についてというところですが、ここの二つ挙げた2点については、どの自治体においても共通の課題と思われます。

さきに述べましたとおり、昨年度も実は協議会で指定特定事業に関する提案書というのをまとめさせていただいて、東京都自立支援協議会のほうに提出

させていただいている経緯があるのですが、先日この提案書について、各エリア代表の方々と会議の中で、今後どうしていこうかという話し合いがなされまして、その中で、相談支援専門員の確保というのは、どこの事業所でも苦勞している内容だとは思っているのですけれども、議論を進める中で、これは絶対言えるよねということで出てきたのは、サービス等利用計画作成については、やはり基本に戻って、立ち返って相談支援の本質をきちっと見ていかなければいけませんよねということでした。

そこに立ち返る中で、障害者の方々に寄り添う自立支援を促す相談支援を行うには、質を保ちよりよいサービスを提供するために相談支援専門員の方々の人材の確保が必要であるということと、相談支援にかかわる方々の質の向上や底上げというのが、非常に大事になってくるということですが、それを支えていく経済的な基盤の安定、事業経営ができるような状況が必要だと。その両方が必要だというような話が出てきました。

最後の計画相談に関する部分です。ケアプランの作成が事業として成り立つ仕組みを今後どうしていくか、人材の確保をどうするかということが、我々基幹相談支援センターの私たちバックアップしていかなければいけない一番大事なところと今感じているところです。ご清聴ありがとうございました。